

第４２回安城市福祉まつり実施計画について

- 1 名 称 「第４２回安城市福祉まつり」
- 2 趣 旨 人と人とのふれあいを通して市民の福祉に対する理解を深めるとともに、市民参加による福祉のまちづくりの契機とする。
- 3 テ ー マ 「みんなで創ろう ふくしのまち」
- 4 期 日 令和７年１０月５日（日）午前９時から午後３時まで
- 5 会 場 安城市総合福祉センター・安城市社会福祉会館・安城市高齢者生きがいセンター
- 6 主 催 安城市福祉まつり実行委員会
- 7 後援（予定） 安城市・安城市教育委員会・安城市社会福祉協議会

8 企画運営

（１）実行委員会

福祉まつり実行委員会名簿に記載してある団体の代表者各１名をもって構成し、企画・運営の方針を決定する。

（２）企画部会

参加・協力団体からの協力者及び事務局担当で構成する。全体の企画・運営を行う。

（３）部門別説明会

参加団体の希望内容によって、①チャリティーバザー、②展示、③体験の３部門に分ける。各参加団体の実務担当者が、各コーナーの企画・運営を行う。

9 企画内容

（１）各コーナーの企画は、テーマにふさわしい内容とする。

（２）会場の割り振りにあたっては、会場内の流れが滞らないように配慮する。

（３）チャリティーバザーとは、主として安城市社協を通じて収益金を福祉充実のために活用するものをいう。チャリティーバザーによる収益の使途と趣旨を広報する。必要な機材や、経費等は福祉まつり実行委員会の負担とする。

（４）ふれあいマーケットでのバザーとは、収益金を団体の活動費として活用するものをいう。福祉まつり実行委員会は場所の提供のみ行い、その他はすべて各団体が行う。

（５）「市内福祉施設・団体」、「製品の市民へのＰＲ」及び「ふれあいを意識したコーナー」の運営に配慮する。

（６）作品展示場所は、基本的には各階の廊下壁面とする。

(7) スタンプラリーを行う。

10 事務局

(1) 事務局は安城市社会福祉会館に置き、社会福祉協議会の職員がこれを行う。

(2) 事務局は事務及び連絡調整を行う。

注)「チャリティーバザー」及び「ふれあいマーケットでのバザー」の両方に参加することはできない。バザーへの応募は、安城市内の団体に限る。参加費は徴収しない。